元代の儒學教育

——教育課程を中心にして——

牧野修二

はじめに
一　家庭教育
二　學校教育
(一)　小學教育の年齢
(二)　小學教育の課程
(三)　大學教育の課程と年齢
むすび

はじめに

元代儒學教育を施す學校には、その前後の時代と同様に諸種のものがあったが、一般的でありかつ代表的なものは廟學と書院とである。廟學（路府州縣學）は官立であり、書院の中にも官立に編入されたものが多かった。この外にも鄉黨の設立した鄉校、私人の設立した書院、或は門館（塾）があり、これらはいずれも高度の儒學教育を施す大學乃至大學課程とそれに附屬する小學乃至小學課程とを備えていた。[1] この外各處に鄉村の小學（童烏之學）があり、右に列學した諸種の學校からは獨立して、鄉村内の子弟の小學教育を擔當していた。[2]

元代の士人層は試選によって儒人と認定されると儒戸籍につけられ、免役特權を與えられたが、その代りに儒士として

高度の儒學教養を身につける義務を負わされた。儒戸の多くは學校籍に登録され、儒人は學校教育修了後も五十歳に達するまでは一定の登學義務を課された。またその子弟は八歳から就學を義務づけられ、以後大學の一定の課程を終了し二十歳代で仕途についたものは別として、三十歳に達するまで在學を義務づけられていた。儒戸の登録される學校は廟學いわゆる郡縣學と官立の書院とであった。廟學は唐以來興廢變遷しながらも、つねに州縣毎に置かれた文廟を精神的中樞として、教育施設卽ち學校を附設したものであった。唐代に普及をみた州縣學（廟學）は唐末五代の混亂期に衰微傾廢し[3]、宋初に州縣學が復興してくるまでは書院が儒學教育を荷っていた[4]。宋初取士の道が擴充され、科擧が盛んになるにつれて學校は書院のみでは不足するところとなった。かくて州縣に廟學が建置されはじめ慶曆に及んでほぼ普及をみたのである[5]。廟學が充實普及するにつれ、書院は當時の風潮下にあって次第に存在の意義を失い、教師、學生、錢糧等は州學に吸合され、施設は傾頽し慶曆の前後に沒落し去ったのである[6]。かくて熙寧に至るや、地方儒學教育の殆んど全ては州縣學が荷うところとなった[7]。その後崇寧元年三舍法の施行に伴い學校は空前の大擴張を見ることとなったが[8]、宣和三年州縣の三舍法を廢するや州縣學は大幅に縮小され、加えて金軍の侵寇を蒙むるや大混亂の中に州縣學は悉く罷廢をみるに至った[9]。その後金朝下の華北のことはよくわからないが、南宋期に入るや江南では治安の回復につれ、また紹興十年代に廟學復興の制詔が發せられたこともあづかって、次第に廟學の復興修建が盛んになり、乾道淳熙の頃には凡ゆる州縣に廟學が普及した[10]。その後金元、宋元交替期を經て廟學は罷廢、變遷、修築をみながらも、全土に普及して路府州縣毎に復活乃至維持されてあったのである[11]。そして元代の廟學は唐以後の廟學と本質的には何ら變るところはなく、いわば最も傳統的かつ正統的な官學であったといえる。この點書院は時代によって量質共に大幅な變化があり、元代にも他の時代には見られない書院の特色がある。元代は廟學の外に書院が普及し、その數は廟學を凌駕したが、概言すれば漢地に少なく江南に多かったようである[12]。書院の官立化はすでに南宋末にみられる現象であるというが[13]、元代では名ある書院は悉く官立化され、廟學と同様に官の統制下に置かれた。元代では廟學と官立書院とが儒學教育の主要な擔い手であり、士人の子弟は多くここに學ん

だのである。元代の士人層は多く儒戸籍につけられてあったが、儒戸は廣義には民戸であり、狹義には民戸内の編儒籍戸であるから、一面では路府州縣の管轄下にあり、他面では官立儒學校卽ち廟學書院ひいては儒學提舉司の管下にある。このような性格から、儒戸は廟學書院に登錄籍し、その家の業である儒業を通して廟學書院の管轄下に置かれているのである。つまり、單純な言い方をすれば、元朝は士人層の大方を儒戸籍に編成し、廟學書院という官立教育機關を通して、勉學の義務と免役特權とを引き換えに官吏豫備軍を掌握していたのである。士人層は宋元時代「迂腐之儒」と嘲笑されながらも、一應は國家社會の指導層であり、知識層であったから、その自律性を尊重され、モンゴル支配下にあっても、その知識教養或は家學（家業）は、統治手段の潛在力、或は情報掌握力として一應の評價は受けていたのである。それ故教育手段も一律に廟學書院に委ねられたのではなく、（私設）書院、家塾、義塾、門館などとよばれるいずれも私人設立の點では性格を共通にする學校や、鄉黨設立の鄉校における教育、或は父兄自らまたは教師を招聘して授ける家庭教育が併存していたのである。しかしながら、元代の各種儒學教育機關は發祥、發展の歷史を異にしながらも、時代性と目的（儒業による官吏登庸と讀書人の擴大再生產）を共通にすることによって、自ずと大同小異化して行った筈である。それ故各種の儒學教育機關は特性を殘しながらも共通する要素を增大させ、少くとも教育課程、教科等は類型化していったに違いない。從って一般的かつ代表的學校種のそれらを知ることができれば、これを基本型として比較對照することによりその他のものの特性が浮び上り、元代教育の大勢を推し量る手掛りが得られるに違いない。

延祐年閒に科學が創設されるまでは、吏員經由の出途が、吏、儒いずれの出身であるかをとわず、入仕の主途であった。[14] 儒人にとっては儒學官經由の出途もありはしたものの、これとても科擧に由る登庸ほど華々しくもなく、競爭が激烈であったわけでもない。廟學書院における大學生員でさえも吏員出途を主目標としていたのであるから、學問水準は自づと低下の傾向を見せたものと想像される。その一方では朱子學の普及と並行して、科擧の開始を待ち望む儒人層が己の家業卽ち儒業の水準を維持乃至發展させる努力を續けていたことも紛れない事實である。しかし大勢的にみれば、元代の儒

學教育諸機關は儒人出身吏員の供給母胎化しつつある廟學書院の性格及び水準に同化しつつあったとみてよいのではあるまいか。延祐以來施行された科擧はこのような傾向に歯止めをかける機能をもってはいたが、進士合格者の枠數はあまりにも少なく、科擧の教育面における效果も判然としない中に元末の混亂期を迎えることになったのである。ところで元朝に併合されてより後の江南においては、出仕を避ける碩儒も多かったと推察される。彼らは多く家鄕にあって門館、家塾を開き、獨立して高度の學問水準を維持していたが、その數は年とともに減少し、それに反して、廟學書院は次第に增加發展し、元代の一般的かつ代表的儒學教育機關となった。廟學書院は單なる儒學教育機關ではなく、儒人層の生活共同體的性格を濃厚に有っていた。彼らは生活の一部乃至大部を廟學書院に置き、その運營維持に加擔し、子弟の教育をここに依存すると同時に子弟とともに行事に參加した。多數の生員は生活のすべてをここに依存し、小學生員も生活の大方をここに置いた。從って儒人層は長年月にわたって生活を共にし、同水準の教養を有つことによって互いに同類感情を發達させ、さらにはそれを規式を共通にする他の廟學書院の構成員との同類感情に敷延して行った。かくして廟學書院は儒人層連帶の媒介機能を果し、その機能を背後で支えているものが國家すなわち元朝であることを儒人層に認識させる手段となったのである。儒人層の生活、教育、出仕等における廟學書院への依存性を明らかにすることは、彼らが元朝官僚群の母胎の一である限り、元朝官僚制研究にとっては不可缺の課題となる。本稿はここに視點を据えて元代儒學教育の一面を教育課程を中心に考察するものである。

一　家庭教育

儒學教育の主要な場は學校であるが、學校の教育課程を理解するためには、その豫備教育でもあり、繰り上げ教育でもあり、また代替教育ともなる家庭教育の教育課程を理解する必要がある。そこで本章においては當時一般化していた家庭教育の實體を明らかにすることに努め、次章への導入の役割を務めさせることにする。

讀書人階層（士人層）に屬する者は幼時から儒學の家庭教育を受けるのが普通であった。家庭教育の師は或は父（兄）であり、或は母であったが、一般には父であったと考えられる。史料例數は何れも乏しいが、敍述上は、兩者にそれぞれ特色がある。父の場合は、父が子に家庭教育を授けた、或は子が父から特に家庭教育を受けたという點に敍述の力點が置かれるのではなく、父某が仕進を事とせず、專ら家業を治していたことに力點が置かれ、その家業を治す中の一環として、子某に教育を授けたという表現がなされている。例えば滋溪文藁一十六寧晉張氏先塋碑に

君一子、曰善、讀書業儒、不事進取。奉親教子、克孝且嚴。積粟於家、賑施鄉鄰之貧者。

とある張善は、儒を業とするも進取を事とせず、專ら家業を治した點を強調されていて、「子に教ふるに嚴」は、その家業を治すことの一環として著けられているのである。また吳正傳文集一十五送徐學正序に

新城徐君子聲素儒家流、老成篤實之士也。來爲吾州教官。於是又識其二子及孫。皆被服儒者。訢訢然一家三世自爲師友。心竊異之。

とあるのも同樣であって、新城の儒家徐氏は、一家三世、自ら師友となり、家業の儒學に沒頭したといい、とすればそれ以前の段階では尊者が卑者を教育したに違いない。徐家では儒學の勉學研鑽が本業であって、代々家學を父から子へ、子から孫へと傳授するのを業としていたのである。その間、子弟の幼時教育はその一環と認識されたに相違ない。滋溪文藁二十二默菴先生安君行狀に「父子兄弟自ら師友となる。其の學、一に聖賢を以て師と爲し、尤も六經語孟に深し」とあり、或は吳文正集四十南樓記に「國子伴讀番陽の李亨言へらく、其の先大夫文學、嘗て南樓を築き、子に教へ、其の中に讀書す。因りて南樓翁と號す」とあるのは同巧異曲である。これら諸例に窺われる如く、儒家の當主が、家學を維持し、家產を管理し、仕進を事とせず、せいぜい塾師として一族近鄰の子弟の教育に從事する程度ならば―かかる例は普遍的である―、己の子弟教育に當ることは家業の一部として容易なことと考えられる。また、何らかの事情が介在して、直接子弟の教育に當れない場合でも、樗隱集六水谿鎭巡檢趙公行狀に、曾祖以來三代にわたって宋に仕宦した家柄の趙嗣椿につ

いて

其居家、以延師訓子爲務。

とある如く、師を招いて子に教育を施させることを以て己が家務としたという。

これら諸例は、儒家乃至士人の家の當主たる父が、本業の一部、己が家務の一環として、わが子の家庭教育に當ったことを物語るもので、彼らにとってそれは容易なことであったらしく、ことあらためて如何なる典籍を授けたかはもとより問題にされていない。この點は以下に紹介する母が幼兒期の子男の教師であった場合に如何なる典籍を授けたかが明示される通例に比べると、歴然と相違する。このことは父兄が子弟の教育にあたる場合の典籍如何は、敍述の本旨からすれば、枝葉の問題であったという理由だけではなく、敍述の關心事ですらなかったことを暗示し、母の場合は必ずしもそうでなかったことを間接的に物語っているといえよう。以下しばらく母の教師例を紹介して、父兄の教師例からは窺えなかった幼時教育の具體面に觸れる。

元代の碩儒虞集は著名な儒家の出であるが、幼時に宋元交替に直面し、父母に伴われて嶺外に避難した。元史一百八十一本傳はその間の事情を次のように傳える。

父（虞）汲黄岡尉。宋亡僑居臨川崇仁、與吳澄爲友。中略。娶楊氏。國子祭酒文仲女。中略。（虞）集三歳即知讀書。歳乙亥、汲挈家、趍嶺外。干戈中無書册可携。楊氏口授論語孟子左氏傳歐蘇文。聞輒成誦。比還長沙、就外傅。始得刻本、則已盡讀諸經、通其大義。

これによれば、虞集は三歳で讀書を知り、歳乙亥（一二七五年）嶺外に避難した時には四歳であったが、當時書册を携行できなかったため、母の楊氏から論語、孟子、春秋左氏傳や歐陽氏、蘇氏の文章を口授されたことがわかる。士人の子弟は戰亂で家鄕を離れていても教育を受けたのである。最惡條件の下でさえ然りとすれば、平時は推して知るべきである。また同右一百八十二歐陽玄傳には

歐陽玄字原功、其先家廬陵、與文忠公脩同所自出。至曾大父新、始遷居瀏陽、故玄爲瀏陽人。幼岐嶷。母李氏親授孝經論語小學諸書。八歲能成誦。始從鄉先生張貫之學。

とあり、同右一百八十九許謙傳に

父（許）觥登淳祐七年進士第。仕未顯以歿。謙生數歲而孤。甫能言、世母陶氏口授孝經論語。入耳輒不忘。稍長肆力於學。立程以自課。取四部書、分晝夜讀之。雖疾恙不廢。既乃受業金履祥之門。

とあって、歐陽脩と先を共通にする歐陽玄及び南宋淳祐七年進士登第の許觥を父とする許謙はまぎれもなく士人であるが、兩者ともに幼時に家庭教育を受けたことが認められる。歐陽玄は母李氏に孝經論語小學を親授され、許謙は伯母陶氏に孝經論語を口授されている。また滋溪文藁一十九楊府君墓誌に

君姓楊氏、諱宗伯、字禮卿、故宋贈朝奉大夫渙之曾孫、迪功郎淮西制置司幹辦官友義之孫、國朝白鹿洞書院教諭師盤之子。中略。教諭六子。君最居長。方其幼時、祖母李孺人極鍾愛能言、教之讀書。凡先世遺訓皆使知之。既就外傅。進退言動悉矩度可觀。鄉先生亟稱之。

とあって、士人楊宗伯は幼時に祖母李孺人に能言を鍾愛されて、讀書とともに楊氏先世の遺訓を教えこまれたという。また元史一百八十九陳櫟傳には

（陳）櫟生三歲、祖母吳氏口授孝經論語、輒成誦。五歲入小學。

とあって、定宇先生陳櫟は祖母吳氏の口授によって、三歲のときから孝經論語を成誦しはじめたという。また元史一百六十四王恂傳によれば

王恂字敬甫中山唐縣人。父良金末爲中山府掾。中略。已而棄去吏業、潛心伊洛之學。中略。恂性穎悟、生三歲、家人示以書帙、輒識風丁二字。母劉氏授以千字文。再過目、卽成誦。六歲就學。

とあって、王恂は三歲にして文字を接識し、母劉氏から千字文を授けられるや、再讀して成誦したという。父王良は豪民

であったらしく、代々の儒家ではなかったと認められる。その王良が吏業を棄てて儒學に潛心したのはかなりの年令に達してかららしいが、それにしても彼は儒家者流たらんとし、その子王恂にもこれを繼がそうとしたのは確かである。王恂はのち九數を學んで郭守敬らとともに授時曆の作定に功績を殘し、また才能を劉秉忠に認められて二十八歳で太子贊善に擢んでられた人物である。それ故王良は子恂に士人の學を期待したことが明らかである。ところで恂の母劉氏の出身は明らかではないが、千字文を敎えるだけの敎養は身につけているものの、それ以上ではなかったと推測される。また千字文及びそれとならんで幼時期の訓育に好適とされた蒙求については、程氏家塾讀書分年日程の冒頭に

八歳未入學之前、讀性理字訓　程逢原增廣者。日讀字訓綱三五段。此乃朱子以孫芝老能言作性理絶句百首、敎之之意。以此代世俗蒙求千字文最佳。又以朱子童子須知貼壁、於飯後行飯時使之記說一段。

とある如く、廣く普及をみていたことが認められるが、それとともに朱子學の普及につれて朱子の性理字訓が兩者に代わるものとして推稱されていたことがわかる。如上のことから讀書人層は幼時に儒學の初步課程をしこまれることがあり、その具體的內容は千字文、蒙求、性理字訓、孝經、小學、論語などの記誦であったことが認められる。

先に引用した諸例に登場する女性たちは虞集の母楊氏が南宋の國子祭酒楊文中の女であったことが明記されているのを除けば、いづれも出自身分が明らかでない。しかし士人の家同志が婚姻を結ぶのは慣行であって、歐陽玄の母李氏、許謙の伯母陶氏、楊宗伯の祖母李氏は士人の女と認めてよい。士人の女が敎育を受けるのは家庭內に限られるが、それにしても彼女らが母親や女師に就いて受ける女性專門の學藝の外に、儒學一般の少なくとも基本的儒書を學ぶのは格別めずらしいことではなかったのである。その場合女らは父母に授書せられて論語孟子などを讀みかつ記誦し、その大義を知ったのである。[15] かくて或る程度の階程に達してより後に、なお高度のものを志向する場合は、父母から適度の敎示を得ながらではあろうが、一人習得に努めるのが普通であったと推察される。例えば宋代の苕溪集五十宋故永嘉郡夫人高氏墓誌によれば、故中奉大夫閻騤の夫人高氏は儒の名家の出で、その故に姉妹そろって書を知り、ためにつれあいを得難かったが、父

高仲華は閻騃の名をきいてこれにめあわせたと述べ、つづけて

夫人莊靜淑懿。自少小不爲戲劇、女工之餘、獨玩意筆硯間、泛觀六經諸子、識其大指。

とあって、高氏が一人で六經及び諸子の書を泛觀した旨を傳えてくれるのである。

士人の女に許される儒學教育の段階はさまざまであったが、中には高度の領域に達している場合があった。元史二百烈女傳につけられた李順兒傳によれば「李順兒は許州の儒士李讓の女なり。性聰慧にして頗ぶる經傳に涉る。年十八にして未だ嫁がず」とあって、李順兒は學校教育でいえば大學教育の段階に踏み入っていたと思われる。それは父李讓が儒士と明記されるほどの儒學者で、その家は世々儒を業とする家であったからに違いない。雪樓集二十一周應卓妻李氏墓誌には「李氏は邑の士人李某の女なり。幼にして聰慧、書史に涉り女事に服勤す。父母の愛を得て淑女と爲る」とあり、また元史二百一烈女傳によれば「劉公翼の妻蕭氏は濟南の人なり。姿色有り、頗る書史に通ず。至正十八年、毛貴の兵將に境を壓せんとするを聞き、豫ねて夫と謀りて曰く、妾は詩書の家の女なり、下略」とあって、士人の女李氏、蕭氏は經書と史書に通じたというが、これは彼女らが、控え目にみても、男でいえば小學課程を修了した程度の儒學教養を身につけていたことを物語っている。しかしこれらの例はむしろ特殊であって、一般には遙かに低い段階にとどまったものと思われる。滋溪文藁二十一甄母墓誌に「吾が甄氏は族大にして盛。歲時昏祭には皆禮節有り。吾が母周氏は其の間に旋して咸な儀度に中る。上を承け下を御し、能く敬にして惠。蓋し孝經論語においても亦た其の說を習知す」とあり、松鄉集三夫人費氏墓誌に「夫人は生れながらにして柔淑、性穎悟なり。總角槃帨のときより父母の側に在りて論語孟子を誦し、大義を知る。李夫人の書を學び、九宮算學を習ふ」とあり、また梧溪集四劉節婦序に「劉は冀の衡水の人なり。年十二にして古文孝經に通ず。小學書を見て、固く之を讀まんことを請ふ。母許さず。一日諸兄の誦するを聞く。『姆敎ふれば婉娩として聽從す』といふくだりに至るや、復び母に請ひて曰く、此れ亦た女子の事なり、と。遂に內外篇に通ず」とあるように、女の儒學教育はせいぜい論語或は孟子までとされ、中には劉節婦の母の場合のように古文、孝經まではよいが、小學

は男子儒學教育の基本書つまり本格的儒學教育のはじめであるから女には不必要とする見識も通行していたのである。このようにみてくると、女が儒學教育を授けられる場合は一般には識字教育に若干上のせをした段階にとどまり、小學課程相當の教育を修了した者は少數のようである。女性は被教育の場合も、また家庭教育を授ける場合も典籍乃至教育段階が明示されているが、これは明示されるだけの價値があったために外ならない。

元代の就學年齢は八歳とされてあるが、その一方では十二三歳にしてはじめて外傅に就く場合が往々あった。例えば元史一百七十二齊履謙傳によれば

齊履謙字伯恆、中略。從父至京師。七歳讀書。一過卽能記憶。年十一敎以推步星曆、盡曉其法。十三從師、聞聖賢之學。自是以窮理爲務。非洙泗伊洛之書不讀。

とあり、滋溪文藁九齊文懿公神道碑の方には七歳で讀書をはじめたことや十三歳で外師に從ったことが明記されていないかわりに「受學家庭」の文字があって、兩文の出入を併せてみると、齊履謙は十三で外師に從って理學の本格的な勉強を始めるまでは家庭教育を受けたことがわかる。また東維子文集二十四金華先生墓誌によれば、金華先生黃溍は十三歳で鄉先生劉應龜のもとに留まって學業を授けられるまでは家庭教育を受けていたとみなせる。また清容居士集二十八戴先生墓誌によれば、戴表元は七歳で古詩文を學び、十三で加冠して鄉校に入り、里師に從って詞賦を習ったが、十三歳までは家庭教育を受けたと考えられる。同樣に金華文集三十二婺源州知州致仕程公墓誌の程郇は十二歳で鄉校に入るまで、栝溪集六題武州守張公奉先遺藁後序の張奉先は十三歳で燕の名士史彬然に師事するまでは家庭教育を授けられたとみなされる。右の諸例に見えるように十二三歳ではじめて外傅に就く就學課程が、八歳就學課程と共存し、從って家庭教育の期間がかなり長期にわたる場合も稀ではなかったことが認められる。この場合は小學課程を家庭教育によって終了し、大學課程入學の段階で外傅に就いているものと見做される。このことは元史選擧志一學校條に

（至元）二十八年、令江南諸路學及各縣學內設立小學。選老成之士敎之。或自願招師、或自受家學于父兄者、亦從其

便。

とある儒人層に對する小學教育義務化の聖旨を併せみれば、一層判然とするであろう。

二　學　校　教　育

元代の學校教育は、就學年齢を基準にしていえば、八歳から十五歳（成童）までの小學教育と、十五歳から三十歳（但し二十數歳までに大學課程を修了するのが普通である）までの大學教育とに大別することができる。本章では廟學書院を中心とする學校教育の就學年齢、教科書ならびに教育課程について考察することにする。

(一)　小學教育の年齢

元代では八歳で小學に入り、十五歳で小學教育の課程を修了して大學に入るのが、學齢の基準であった。このことについて勤齋集四地震問答には

上略。故當世之人、皆自八歳入小學、十五入大學。無有不學者。

とあり、また白雲文集四には

人生自八歳皆入小學、及有十五年、選其俊秀者、入大學以養成之。

とあり、また程氏家塾讀書分年日程一には

自八歳入學之後、讀小學正文。

と述べている。ところで養蒙文集、送胡石塘北上序に

古者八歳入小學、十五入大學。自洒掃應對以至禮樂射御書數、以至窮理正心脩身治人之道、一不知不足謂士。今視之亦難。

とあり、桂隱文集一吉安興學記に

使八歳入小學、十五入大學者、皆卓然爲古人之規程。

とあり、白雲文集二送尉彦明赴開化教諭序に

凡民八歳以上、無不聚而教之。下責於大夫士與閭里之長。上則統之於大司徒。

とあり、また宋代の容齋四筆一十二小學不講條に

古人八歳入學、教之六書。周官保氏之職實掌斯事。厥後浸廢。

とある如く、小學入學は古來八歳であったとされている。宋元時代の識者たちが古來八歳入學であったという「古來」には檢討の餘地があるが、宋元以前から八歳入學が標準で、元代でも小學入學年齡は八歳が基準とされてあったことは確かである。

ところで八歳入學が標準ではあるが、實際には八歳未滿で入學するものがある。元史一百八十九儒學傳につけられた陳櫟は、五歳で小學に入り、ただちに經史を涉獵して、七歳で進士業に通じ、十五にして鄉人みな之を師としたという。陳櫟の場合は南宋末期のことではあるが、元代においても五歳入學の例は東維子文集二十五蔣生元家銘や輟耕錄七趙魏公書畫に見ることができる。また六歳入學の例もある。[16] このように早ければ五六歳で入學する場合もあるが、一般には閒居叢稿一十八贈寫字張童子序に

夫兒童七八歳入小學。執筆摹朱。始能成字、唇吻襟袖皆黑、古今天下皆然也。

とあるように七八歳入學とみてよいようである。

小學課程を修了すればひきつづいて大學に入るのであるから、小學修了の標準年齡は十五歳である。しかし現實にはそれより早い場合が往々である。程氏家塾讀書分年日程は後述の如く延祐年閒に開始された科擧を目指す讀書（勉學）教本であるが、その第一卷に小學課程の教科書を列擧し、續けて

前自八歳、約用六七年之功、則十五歳前、小學書四書諸經正文、可以盡畢。

と述べて、八歳以前から入學し、ほぼ六七年の努力をすれば、十五歳より前に小學課程の教科書を盡く畢えることができるという。すなわち八歳以前の繰り上げ入學の如何によっては、早ければ十一二歳、遅くても十三四歳で小學を修了して大學に入學することが可能である。前章に小學課程を家庭教育によって修了した者が十二三歳にしてはじめて外傅に就く場合が往々あった旨の指摘をしたが、家庭で早期一貫教育を施せば、十二三歳ではじめて學校に入り、ただちに大學課程を學習することが可能であって、かかる例が決して特異なものではないことが認められるであろう。

(二) 小學教育の課程

本節では小學の教科書を中心にして、小學教育の課程を説明することにする。

小學教育の最初の教科書は孝經または小學書であった。朱子學の早く普及した江南では小學次いで孝經に及び、漢地でもやがて小學書が先とされていったようである。それはさておき、この兩者が元代における儒學教育の入門書であったことは紛れない。これに次ぐのは一應論語であり、續いて孟子であった。それ故家庭教育で孝經論語孟子を記誦させたのは小學教育の先取であったといえる。以下しばらく元代小學教育の教科書學習の順序について考察する。元史一百九十儒學傳につけられた伯顔傳によれば

(伯顔) 六歳從里儒、授孝經論語、卽成誦。

とあり、蒙古哈剌魯氏の伯顔は六歳で里儒に從い、まづ孝經ついで論語を授けられたという。里儒とは雪樓集一十八俞景隆墓誌に「(俞) 景隆名應元は儒を業とし博敏なり。嘗て里中の儒先生曾子良に從ひて學ぶ」とある里中の儒先生のことである。また元史一百八十三王思誠傳にも

王思誠字致道、兖州嶧陽人也。天資過人。七歳從師、授孝經論語。家本業農。

とあり、これまた就學するや孝經論語を授けられたという。ところで朱子學普及の尖兵ともいうべき小學書は先づ江南に普及したことは言うまでもないが、朱子學派はこれをもって最優先の教科書とした。程氏家塾讀書分年日程の撰者程端禮、字敬叔は元史一百九十儒學傳の本傳によれば慶元の出身でありながら陸九淵氏の學を奉ぜず、ひとり朱子學を信奉した碩學であるが、その讀書分年日程一に

自八歳入學之後、讀小學書正文。

とあって、小學書を最初の教科書に指定する。小學書は元史一百九十儒學傳につけられた熊朋來傳に

（熊朋來）隱處州里閭。生徒受學者常百數十人。取朱子小學書、提其要領以示之。學者家傳其書、幾遍天下。

とある如く、天下に遍くゆきわたっていた儒學入門書なのである。熊朋來は南宋末進士に擧げられたが、南宋滅亡後豫章に隱れた。のち福州路儒學教授に擧げられ、廟學典禮五行臺坐下憲司講究學校便宜條につけられた廟學書院規程の作成に參劃しているが、その一子條の小學に關する規程に次の如くある。

諸生所講讀書、合用朱文公小學書爲先。次及孝經論語。早晨合先講小學書。午後隨長幼敏鈍、分授他書。孝經合用文公刊誤本。語孟用文公集註。詩書用文公集傳訂定傳本講說。

この廟學書院規程は成宗元貞元年（一二九五年）全土に施行されたものである。ここでは小學の國定教科書として小學、孝經、論語、孟子、詩經、書經が指定され、教師が授書するにあたってはいずれも朱子の注釋書を用いるように指示されてある。これによって小學では少くとも詩經、書經までは習學することが認められる。小學における小學書の最優先順位ならびに朱子學教科書の採用を規程化したことについては、熊朋來の力が大きく與かっていたと推察される。[17] 南宋末、朱子學は南宋領域内ではもとよりのこと、モンゴル支配下の漢地に普及しはじめ、世祖フビライ汗の漢人顧問であり、國子學の創設者である許衡らの熱烈な支持を受けて、徐々に定着していったことについては、安部健夫「元代知識人と科擧」（『元代史の研究』）に詳しい。その朱子學普及の尺度となるのは小學書と四書集注の普及である。小學書は朱子學の普及に

つれて漢地においても最優先の教科書とされるようになった。奉元の醇儒蕭斡は集賢學士、國子司業、集賢侍讀學士を累授されたが皆赴かず、最後に集賢學士國子祭酒に除せられたものの、これもまた固辭したという人物であるが、元史一百八十九儒學傳につけられた本傳に

其教人必自小學始。

とある如く、その教育にあたっては必ず小學書から始めたという。

また同右、韓擇傳によれば

其教學者、雖中歳以後、亦必使自小學等書始。

とある如く、奉元の碩儒韓擇は學者が中歳以後であっても必ず小學等の書からとりかからせたという。ところでこれまで紹介した諸記事から明らかなように、小學、孝經に次ぐのは論語である。これらが元代においては小學課程早期の教科書であったことは紛れもない。そして論語に次ぐのは孟子であった。環谷集につけられた環谷先生行狀によれば

（先生）甫六歳、（康）石溪教之孝經論語孟子、隨口成誦。

とあって、環谷先生汪克寛は六歳にして、外祖石溪先生康鼎實に從い、孝經、論語、孟子の順に教えられたといい、また先掲松鄕集三夫人費氏墓誌に、幼時父母の側に在って論語孟子を誦したとあり、また元史選擧志一學校、國子學條には儒學の教科書を列擧して、

凡讀書、必先孝經小學論語、孟子大學中庸、次及詩書禮記周禮春秋易。

とする。この順序は學習課程の順序と認められるが、これによれば論語に次いで孟子、次いで大學、中庸である。[18] このようにみてくると、論語の次に孟子が來るのが一般であったと考えられる。ところで國子學では孝經が小學に優先しているが、右記事は至元二十四年國子學設立時の定例の一部と認められるので、おそらくその時點においては、國子學では漢地の慣行が優先して孝經が筆頭にあげられたのであろう。しかし先述の如く、元貞元年全土に施行された廟學書院規程の作

定と同時に小學書優先に改められたと推測される。それはさておき右の國子學條によれば孟子の次に大學と中庸が置かれ、その次に詩經書經禮記周禮春秋易經が置かれてあって、この順序はこれまでの考察を敷延すれば學習課程の順序を示していると推察される。そして先述の如く、少くとも詩經書經までは小學課程に登場するのである。大學と中庸は周知の如くともに禮記の一篇が抽出され、論語孟子と並べられて四書の一とされたものであるから、論孟に繋がれるのは妥當である。[18] さらに、つづいて紹介する程氏家塾讀書分年日程一につけられた讀書順序や、元朝典故編年考六國學貢試之法條に國（子）學を上中下三齋に分け、六經は上齋の課業としているのを併せ考えれば、四書が六經に先んじ、小學課程では六經よりも四書により重點が置かれ、大學課程では六經に重點が置かれたと概言できる。

ところで程氏家塾讀書分年日程一につけられた讀書の順序は

小學書畢。次讀大學經傳正文。中略。次讀論語正文。次讀孟子正文。次讀中庸正文。次讀孝經刊誤。下略。

とあって、小學論語孟子中庸の順序はこれまでみてきた順序の大綱通りであるが、小學書の次に大學が入り、孝經は四書の後に廻される。同書は學者に讀書（勉學）の心得や讀書の順序、方法を懇切に說いたもので、撰者程端禮（字敬叔）の序によれば、延祐元年元朝の科擧が朱子學に立脚して創始されたのを機に、目標を科擧のための高度の勉學に置き、經術優先の方針に基づいて編述したものである。しかもその要領は一に輔漢卿所粹の朱子讀書法に本づいて修し、これに先儒の論を參照して鋭意工夫を凝らしたものである。その後序によれば

定安劉侯謙父見鄉友鉛山教授程君敬叔讀書分年日程書、大善之、俾余爲之序。既捐貲刊版、以之歸教北方之學者矣。今敬叔重爲刪定。其門人與鄉友又捐貲、刊于甬東之家塾。中略。敬叔職教江左學校者四十年。所至以此爲教而躬其勞以求實益。中略。元統三年十一月朔、前武林郡文學甬東薛觀處靜父識。

とある如く、この教程は廣く江左一帶に普及して來たものであり、ひいては江南に或は更に北方漢地にまで傳播されつつあったものであって、單に程氏一門のみのものには止まらなかったのである。當時における同類の他書の有無については

さだかでないが、あったとしても本書と大差はなかったであろう。それ故この讀書分年日程は當時の江南における科擧志望者の基本教程であったと考えてよいのである。儒學（朱子學）に依り、科擧に由って登庸されんとする學者は、自らと妥協するのを許されない狀況下におかれ、本格的かつ效果的な讀書を強いられていたに相違ないから、本讀書分年日程は大學課程を了えるまでの一貫教育を標榜して、最も嚴しい計畫書であったと思われる。大學（經傳正文）が小學書の次に位置づけられ、孝經刊誤が後に廻されたのは、おそらく世間一般の課程とは意識的に變えられたためであろう。ところで同右一には先掲の小學課程の讀書目を更に續けて

次讀易正文。中略。次讀書正文。次讀詩正文。次讀儀禮幷禮記正文。次讀周禮正文。次讀春秋經幷三傳正文。

とあげて、易經、書經、詩經、儀禮禮記、周禮、春秋の順に六經の正文を讀むことにする、という。ついで

前自八歲、約用六七年之功、則十五歲前、小學書四書諸經正文、可以盡畢。

とあるのをみれば、先にあげられてあった小學書、四書、孝經ならびに六經の正文が小學課程の主要教科書であり、六經の正文までが必須のものとされたことが認められる。大學課程においては、右の後文によれば四書集注及び或問、或は六經については諸注疏の類によって、小學課程と同じ教科書を一段と深化研鑽するのである。このような課程は當時の最先端をゆくものであろうから、一般の課程と相違するところがあっても不思議ではない。右のような小學課程における正文主義に對して、四書それぞれの集注更には句解書の類をゆっくり辿って行く課程も一方にはあったに相違なく、こちらの方は遙かに四書に時間を要したであろうから、その上に加えて小學課程で一わたり六經をおえることは難しく、或は六經の若干書にとどまった可能性が強い。定宇集一十七曹弘齋四書發明序によれば

自朱文公四書行世、學者童而習之。或病其不能驟通也、爲語孟句解、取集註語、裂而附之。刊本如麻。

とあって、四書の入門解說書が諸種入り亂れて刊行されていたといい、むしろ科擧の施行に對應して程氏方式が普及するまでは、四書に年月を費す小學課程の方が現實對應方式として一般的であった可能性がある。

小學課程では右にあげた經書の外に、史書が授けられてあった。その教科書は通鑑である。[19]

(三) 大學教育の課程と年齢

大學教育の課程について纏まった敍述は程氏家塾讀書分年日程にみえる。同書は先述の如く科擧教程書であるから、この教程は經書、史書、詞章などに關する最も效率的かつ高度の教育水準を維持するためのものであったに相違ない。それ故種々樣々であったと推察される大學課程群の中では模範的なものとされ、牽引車的役割を果したものと推測される。そのことは承知の上で、本書の構成に從い元代の代表的な大學教育の課程を段階的に紹介する。

大學入學の標準年齢は十五歳であったが、早ければ十三四歳で小學課程を修了して入學する者も多く、逆に十五歳をこえて入學する者もあったに違いない。[20] 或は十五歳で入學するものの一端のおくれをもって入る者もある。程氏家塾讀書分年日程一に

自十五志學之年、卽當尙志、爲學以道爲志、爲人以聖爲志。自此依朱子法、讀四書注。或十五歳前、用工失時失序者、止從此起便讀大學章句或問、仍兼補小學書。

とある如くである。授業は全生員を一堂に會して行う場合と、讀書別に班を編成して行う場合とに大別され、いわゆる學年制ではないから、學力階程を基準にしていえば同一班—同一階程—には一應標準的な年齢のものを中心にしてその前後に年齢の違うものがあり、その年齢幅は數年とみてよい。逆に年齢を基準にしていえば、同じ年齢の者が上下の班に擴散していることになる。入學時における上下の格差は修了時までに擴がりこそすれ縮まることはないから、修了時の年齢差は可成りの幅になる。

大學課程は三段階に大別される。先ず第一段階は大學章句或問を最初の教科書とし、程氏家塾讀書分年日程一に

大學章句或問畢。次讀論語集注。次讀孟子集注。次讀中庸章句或問。次鈔讀論語或問之合于集注者。次鈔讀孟子或問

之合于集注者。

とある順序で學習が進行する。この四書の注及び或問がおわると本經（六經）に入り、周易、尚書、詩經、禮記、春秋の順に傳注をあわせながら修得する。ここまでが第一段階であり、右日程には

前自十五歳、讀四書經注或問本經傳注性理諸書。確守讀書法六條、約用三四年之功、晝夜專治、無非爲己之實學。下略。

とあって、これに三四年を要するという。また右文からも察せられるように、大學入學の實際の年齢は早ければ十三四歳が普通であるから、この段階をおえる年齢は標準年齢でいえば十八九歳であるが、早ければ十六七歳とみてよい。

第二段階は同右に

四書本經既明之後、自此日看史。仍五日內專分二日、倍溫玩索四書經注或問本經傳注、倍溫諸經正文、夜閒讀看玩索溫看性理書。並如前法。

とあって、經書などの復習を並行させながら史書をまず主體として學習する。右文に續けて

看通鑑。看通鑑、及參綱目。兩漢以上參看史記漢書、唐參唐書范氏唐鑑。

とある如く、基軸となるのは通鑑である。史書が一段落すると、韓文を中心に文章を、ついで楚辭を中心に賦を學び、夜閒の性理書の復習が畢るとそのあとを制度書に引き繼がせる。このようにして第二段階を修得すると、いよいよ仕上げの第三段階に入る。

第三段階は同右に

通鑑韓文楚辭既看既讀之後、約纔二十歳、或二十一二歳。仍以每日早飯前循環、倍溫玩索四書經注或問本經傳注諸經正文、溫看史、溫讀韓文楚辭之外、以二三年之工專力學文、既有學識、又知文體、何文不可作。

とある如く、第一、二段の復習を並行しながら科學の受驗技術である作文力を涵養する段階で、策、經問、經義、古賦、

古體制誥章表に對應する訓練を行なう。右文によれば第二段階を畢る年齢が早ければ二十歳そこそこ、或は二十一二歳であり、これに第三段の二三年を加算すると、早ければわずか二十二三歳或は二十四五歳で科擧に應ずることが可能となる。このことについて同右によれば前掲文を繰り返し確認する形で次の如くある。

仍以每日早飯前、倍溫四書經注或問本經傳注諸經正文、溫史、夜閱考索制度書、溫看性理書、如前法。專以二三年工學文之後、纔二十二三歳或二十四五歳、自此可以應擧矣。

科擧を目標とする大學課程の大略は以上で畢り、その後はその餘の經、史、子、集、音義、旁證等の書を學び、古文に親しみ、德行に勵むことを以て儒士の心がけとすることになる。それはさておき、同右に

右分年日程、一用朱子之意修之。如此讀書學文皆辦、纔二十二三歳、或二十四五歳。若緊著課程、又未必至此時也。雖前所云失時失序者、不過更增二三年耳。大抵亦在三十歳前皆辦也。

とある總括的な一文は重要な意味を內包しているようである。その第一は、程端禮に代表される科擧登庸に重點を置く儒學官乃至儒人は應擧の年齢線を二十數歳に期待しているということである。その第二は大學課程修了年齢を努力次第では年少なれば二十歳、平凡に行っても三十歳に期待していることである。本課程は科擧對應のものではあるが、單に科擧を目標にした程端禮らの經驗則にのみ立脚するのではなく、課程內容に多少の差はありながらも、當時の儒學教育機關に共通する經驗則に基づいていると見做して大過ない。なぜなら延祐以前の廟學書院は現實には吏員登用を目指す儒人層の教育を擔當していたが、同時に宋以來の傳統を引く儒學官の養成機關でもあって、科擧體制への適合能力を十分に內包していたからである。延祐科擧に對應して出版普及をみた讀書分年日程はその實行を廣く江湖に求めたが、もっとも期待されたのは、程端禮本人が學官として經歷した廟學書院に相違ない。また當時の廟學書院は朱子學が制覇し、その面でも程端禮に代表される科擧對應論者と廟學書院との閒には共通要素があったのである。このようにみてくると、右に示した科擧對應型の大學課程在學年齢の上限と、廟學典禮五行臺坐下憲司講究學校便宜條（元貞元年、一二九五年）及び同右、行省坐

下監察御史申明學校規式條（大德元年、一二九七年）につけられた大學生員の在學義務年齢三十歳―途中學官或は吏員として出途についたものが在學義務から解放されることは言うまでもない―とが一致することは偶然ではなく、ひいては一定の課程を修了して出途につく年齢線も讀書分年日程に期待される應學年齢線と大差がないことを推察させるのである。[21]

むすび

元代の一般的かつ代表的儒學教育機關である廟學書院の教育課程について、その大綱を段階的に整理した結果、以下のようなことが明らかになった。

一、元代に於ても士人の家庭教育は儒學の基礎教育乃至繰り上げ教育として普通に行われていた。從って小學入學の基準年齢である八歳以前に入學する者も多く、一般には七八歳入學と考えてよい。

二、大學入學の基準年齢は十五歳であるが、小學教育を早く修了する者や、小學課程を家庭教育によって早く修了する者は、十五歳以前に大學に入り、その數は少なくなかった。加えて教育課程は小學から大學にかけて一貫し、しかも學年制でなく、教科書を基準にして編成された班次の積み重ねによって構成されてあるので、能力と努力次第では同年齢であっても格差がつき易かった。從って大學課程終了時點では年少ならば二十歳、年長ならば三十歳という年齢差が生じた。しかし一般には二十數歳で課程を修了する者が多かったと推察され、課程そのものが、その年齢線を想定期待して編成されてあったように思われる。

三、朱子學が全土に普及してからは、教科書及びその學習順序が國家によって統一的に規程化され少くとも廟學書院ではそれが守られてあったと考えてよい。

教育課程を中心に論じながら大綱のみに止まり、その細部例えば日程及び諸教科の組み合せ配分、日常行事、生員の數

と編成、教師と授業方法、課試等については割愛せざるを得なかった。御諒恕を乞う次第である。

註

① 元代の儒學教育機關の種別及び組織については後日發表の豫定である。

② 廟學典禮五行臺坐下憲司講究學校便宜條の一節に「各處鄉村小學訓蒙童師、所在州縣學官毋得妄行勾擾、有妨學業。前件議得、各處鄉村小學訓蒙童師、乃訓誨人家子弟、與路府州縣別無統攝。擬行移咨。各路禁約相應」とあって、各處の鄉村には公的に廟學と統攝關係のない、そして課程上も大學に直接しない小學が普及していたことがわかる。

③ 唐代の州縣學の普及と衰廢については多賀秋五郎「唐代教育史の研究」（不昧堂書店、昭和二十八年）を參照せられたい。

④ 元代の金華文集一十四重修月泉書院記によれば「竊觀、在昔郡縣未有學之時、天下惟四書院。其在大江以南、潭之嶽麓南康之白鹿洞而已。三吳百粵所無有也」とあって、五代宋初の學校の大勢について概觀している。なお當時の書院については、盛朗西編「中國書院制度」（中華書局、民國二十三年）、林友春「唐、宋書院の發生とその教育」（學習院大學文學研究年報二）を參照されたい。

⑤ 寺田剛「宋代教育史」第一章第五節參照。

⑥ 同右、第一章第六節。

⑦ 同右、第四章第三節。

⑧ 同右、第六章第六節。

⑨ 同右、第七章。

⑩ 同右、後篇、第一章、第五、七節。

⑪ 元代廟學の普及については、九靈山房集一十一上海横溪義塾記に「自京師及郡縣皆有學。置師弟子員而教之」とあり、白雲文集二送尉彦明赴開化教諭序に「州若縣皆有學。立師而教之」とある如くである。

⑫ この傾向は言うまでもなく漢地と江南との人口、經濟力、文化的傳統の差のしからしめるところであろう。

⑬ 寺田剛、前掲書、後篇、第三章第五節。

⑭ 拙著「元代勾當官の體系的研究」（大明堂、昭和五十四年）序文參照。

⑮ 後文に引用する松鄉集三夫人費氏墓誌を參照。

⑯ 元史一百六十四王恂傳、同一百九十伯顏傳、金華文集二十六鄧公神道碑參照。

⑰ 親條を參照せられたい。

⑱ 本文先掲の廟學典禮五行臺坐下憲司講究學校便宜條の一子條には、大學と中庸があげられていないが、同右、行省坐下監察御史申明學校規式條の一子條である「課試」の小學生員課試のくだりに大學と中庸が論語小學などとならんで表れる。從って兩書も小學の國定教科書であったことは疑いない。

⑲ 廟學典禮五行省坐下監察御史申明學校規式條參照。但し程氏

家塾讀書分年日程二には通鑑は大學課程のものとされてある。

⑳ 清容居士集三十四蕭御史家傳に「公諱泰登字則平。中略。方幼時、頭角嶄異。九歲入鄉校、治論語義。屬筆精警」とあって、九歲小學入學の例がある。

㉑ この年齡線は元典章八品官蔭除體例につけられてある蔭特權の行使下限年齡二十五歲と見合っている。また拙著「元代勾當官の體系的研究」第二章で推測した貼書出身（吏出身）者が最初に吏職につけられる年齡卽ち司縣司吏となる下限年齡二十四五歲とも見合っている。

Confucian Education of the Yuan 元 Period

Makino Shuji

This paper aims at outlining the course of instruction at two typical institutions of Confucian education in the Yuan, the *miao-hsüeh* 廟學 and the *shu-yuan* 書院. The main function of both these institutions was to train the sons of the gentry 士人 to be officials. Therefore, in order to furthur our understanding of the Yuan bureaucracy, it is important to clarify their course of instruction.

The gentry of the Yuan belonged to a privileged class. They were registered on a separate register and exempted from corvée services; in return, they were expected to serve the state with their learning. To prepare their sons for official career, there were various types of schools offering Confucian instruction. Of these, the *miao-hsüeh* and *shu-yuan* seemed to have provided a large number of school officials 學校官 and clerical officials 吏員.

All *miao-hsüehs* and some *shu-yuans* of large size were maintained by the state. Both had two divisions, the higher school 大學 and the lower school 小學. Pupils were admitted to the lower school at eight; proceeding on to the higher school at fifteen, they stayed there until thirty unless being given an office. In practice, however, students finished their studies around twenty four and five, as early as twenty two in exceptional cases, and embarked upon an official career. Only those who lagged behind stayed until thirty.

The teaching at these schools shows influence of the Neo-Confucianism of Chu Hsi 朱熹 school, which had become widespread by the Yuan. The instruction began with *Hsiao-hsüeh* 小學 of Chu Hsi and moved on to the *Four Books* and *Six Classics*, which pupils were required to memorize. At the higher school students read various commentaries on classics and works on history and institutions. At the same time they practiced writing highly stylized prose and various types of verse in preperation for the examination.